（様式第５号）

上田市企業向けワーケーション実践支援補助金交付申請書兼実績報告書

年　　月　　日

(申請先)上田市長

（申請者：受入事業者）住所

　企業名

代表者職・氏名

　企業向けワーケーションを受け入れましたので、次のとおり補助金を交付されるよう申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業等の目的  企業が実践するワーケーションの受け入れにより、市外企業の来訪機会の増加及び市内企業との企業間関係人口を創出することで地域の産業振興に寄与します。 | | 内容  　別紙「実績報告書」のとおり | |
| 事業等の経費の配分  　別紙「実績報告書」のとおり | 経費の使用方法  別紙「実績報告書」のとおり | | 完了期日  　　　年　　月　　日 |
| 交付を受けようとする補助金等の額  　　　　　　　　　　　　円（Ａ+Ｂ+Ｃ） | | 算出の基礎  別紙「実績報告書」のとおり | |
| その他 | | 添付書類  ・実績報告書（様式第５-１号）  ・その他市長が必要と認めるもの | |

　※　添付書類は、事業等の内容により、市長が指定する。

　※　補助金額が5万円未満の場合は、補助金等交付規則(平成18年上田市規則第46号)第21条の規定により、市からの補助金等交付決定通知書及び補助金等確定通知書の交付を省略することがあります。

（様式第５-１号）

実績報告書

下記のとおり、企業向けワーケーションを受け入れましたので報告します。

利用企業名

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな） |  |
| 名称（商号） |  |

１．テレワーク施設利用料 　　　　　　　　　　　　　　　　　　各項目、必要に応じて欄を追加してください。

[補助率及び上限額] 施設利用料の2分の1以内。ただし、50,000円を限度とする。100円未満は切り捨てとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 利用日 | 施設名及び費用内訳 | 補助対象経費 | 補助額 |
| 記入例 | | ●●コワーキングスペース  補助対象経費：1000円×5人＝5,000円  補助額　　　：5,000円×50％＝2,500円 | 5,000 円 | 2,000 円 |
| 1-1 | 月　日 |  | 円 | 円 |
| 1-2 | 月　日 |  | 円 | 円 |
| 1-3 | 月　日 |  | 円 | 円 |
| 合計 | | | 円 | Ａ… 円 |

※補助額を除いた実質負担額は各施設へ直接お支払いください。

２．宿泊費用

[補助率及び上限額]（1～2泊目）社員１人泊あたり宿泊費用の10分の2以内。ただし、2,000円を限度とする。

　（3～7泊目）社員１人泊あたり宿泊費用の10分の3以内。ただし、3,000円を限度とする。

100円未満は切り捨てとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 宿泊日 | 宿泊施設名及び費用内訳 | 補助対象経費 | 補助額 |
| 記入例 | | ■■旅館　（1泊11,000円の宿泊を4人で2泊した場合）  補助対象経費：11,000円/泊×4人×2泊＝88,000円  補助額　　　：88,000円×20％＝17,600円 | 88,000 円 | 17,000 円 |
| 2-1 | 月　日から  月　日まで |  | 円 | 円 |
| 2-2 | 月　日から  月　日まで |  | 円 | 円 |
| 2-3 | 月　日から  月　日まで |  | 円 | 円 |
| 合計 | | | 円 | Ｂ… 　　　 円 |

※補助額を除いた実質負担額は各施設へ直接お支払いください。

３．体験コンテンツ利用料

[補助率及び上限額] 1人１コンテンツあたりの体験利用料の10分の3以内。ただし、3,000円を限度とする。

100円未満は切り捨てとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 利用日 | 利用事業者名及び実施内容 | 補助対象経費 | 補助額 |
| 記入例 | | ★★体験ツアー　（7,000円×5人）  補助対象経費：7,000円×4人＝28,000円  補助額　　　：28,000円×30％＝8,400円 | 28,000 円 | 8,000 円 |
| 3-1 | 月　日 |  | 円 | 円 |
| 3-2 | 月　日 |  | 円 | 円 |
| 3-3 | 月　日 |  | 円 | 円 |
| 合計 | | | 円 | Ｃ… 円 |

※補助額を除いた実質負担額は各受入事業者へ直接お支払いください。